

建設業の皆様へ

厚生労働省
千葉労働局

準備は進んでいますか？

2024年（令和6年）4月1日から

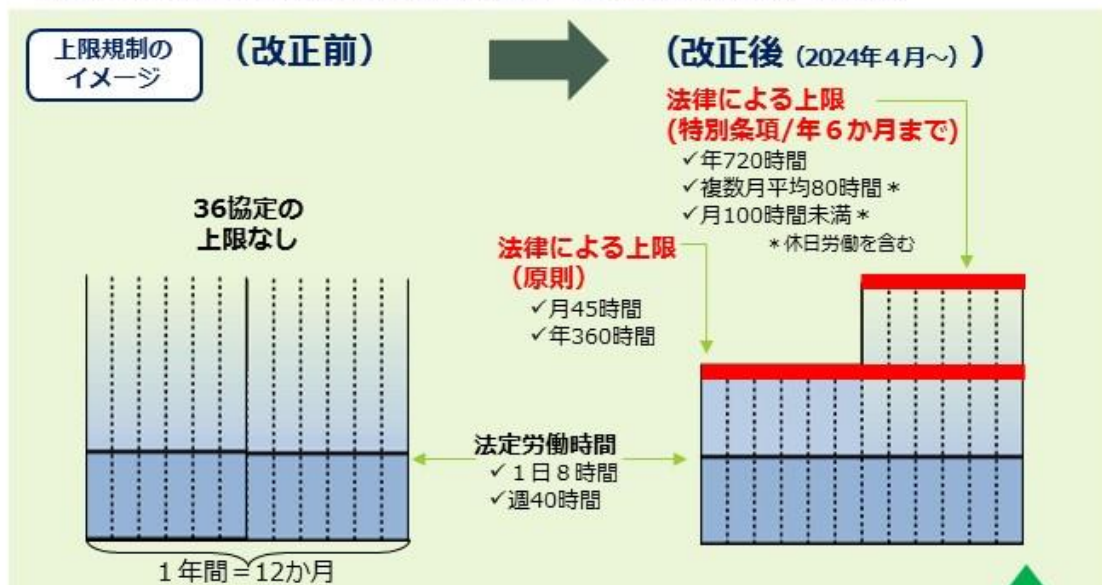
建設業にも 上限規制が適用されます！！



Point 建設事業における猶予後（2024年（令和6年）4月1日～）の取り扱い

時間外労働の上限規制が適用されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満**（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。



※ 建設事業のうち、災害時における復旧及び復興の事業に限り、
・時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
・時間外労働と休日労働の合計について、2～6か月平均80時間以内とする規制は適用されません。

★詳しくは 適用猶予業種の

時間外労働の上限規制 特設サイト（はたらきかたススム）へ！➡

https://hatarakikatatusume.mhlw.go.jp/construction_company.html



★パンフレットの
ダウンロードも
できます



☆「令和5年度 建設業に係る労働時間等説明会」を開催しています

千葉県下の各労働基準監督署では、建設業を対象として、時間外労働の上限規制に関する説明会を開催しています（～令和6年2月）。千葉県内の建設業の皆さまはどなたでも無料で参加できます。

（*日程・参加申込方法などの詳細は、下記URLまたは右記の二次元コードからアクセスしてください。）

https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/news_topics/event/hatarakikata_kanrenhou_04_00003.html



▲説明会の日程・
参加申込等は
こちら！

【お問い合わせ先】 千葉労働局労働基準部監督課

電話：043-221-2304